

主催)奈良県・一般社団)奈良県産業廃棄物協会  
於)橿原ロイヤルホテル2階  
2017(平成29)年2月22日水曜日(60分)

■明解！排出事業者が日論む新時代のゴール■

“責任ある生産”

アドバイザーとしてパートナーとして  
処理事業者の役割とは

エコシス・コンサルティング株式会社 代表取締役  
環境プランナーERO  
国土交通省 社会資本整備審議会 環境部会委員  
環境省 中央環境審議会 廃棄物・リサイクル部会委員  
栃木県 環境審議会 廃棄物（新）五カ年計画 専門委員  
平田 耕一



# 会社概要

- エコシス・コンサルティング株式会社
  - ◆ 環境管理・環境監査評価・廃棄物処理経路-現地確認&監察評定
  - ◆ 環境管理及び廃棄物-リサイクルsystem構築
  - ◆ 環境教育カリキュラム-コンサルタント業務
  - ◆ 市場調査事業/静脈系企業デューデリジェンス調査事業
  - ◆ 政府系及び事業業団体系-委嘱調査研究事業
  - ◆ 環境プランニング学会認定「環境プランナーcourse」-研修機関
  
- 専門分野
  - ◆ プラスチックリサイクル-有価性創出支援
  - ◆ 建設系廃棄物発生抑制対策/アスベスト対策
  - ◆ マニフェスト適正管理と再資源化スキーム-策定提案
  - ◆ EU環境法規/環境リスク論/有害物質等-情報公開支援
  - ◆ 環境マネジメントシステム(EMS)/環境パフォーマンス評価-構築支援
  - ◆ 産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価制度-適合支援
  - ◆ CSR報告/環境報告/BCP策定-準備支援
  - ◆ 技術研究組合法に則る技術研究組合-設立支援

# 個人履歴

- 地方自治体(産廃及び一般廃棄物行政庁)  
栃木県 環境審議会「廃棄物(新)五カ年計画」専門委員(知事辞令)
- 国土交通省  
社会資本整備審議会 建設リサイクル法検討委員(大臣辞令)
- 環境省  
中央環境審議会 廃棄物リサイクル部会専門委員(大臣辞令)
- 社団法人 日本建材・住宅設備産業協会  
3R推進委員代表(初代)  
委嘱委員会委員 経済産業省製造産業局 住宅窯業建材課
- 学校法人  
明治大学サステナブル・コンストラクション・ラボ共同研究者  
明治大学大学院(理工学研究建築学専攻・特別講義)特別講師  
法政大学大学院(公共政策研究科環境経営事例)教員兼任講師
- 環境プランニング学会  
環境プランナーコース及び上級ERコース認定主幹講師  
継続企画推進分科会委員長及び月例研究会座長



- “責任ある生産” にいきついた訳
- ザグロゴ=SDGsの概念を復習
  - SDGsナニが困難で私たちには何が楽勝か





欧米先進の世界では国連採  
択翌月の2015年10月から担  
い手である企業市民と消費  
者市民の知るところとなり...  
行動が本格化。

こういうことに非常に疎い...  
わが国では2017年1月末(つ  
まりは3週間前あたりから)  
やっと国民の目に触れるよう  
になってきました!?

周回遅れではありますが...\*\  
(^o^)/\*ニッポン。



※ちなみに本研修(奈良県)に  
ては昨年のプログラムから基軸  
にはめました...本項で4本め。  
霞ヶ関よりも早く?全国最新最速  
の研修デス♪

# 2016~2030 ザグロゴ=SDGs

- ザグロゴとは…THE GLOBAL GOALSのこと。  
2015年9月、世界193ヶ国の代表が国連(UNCTAD)で採択した…新しい地球のカタチ。
- それは17パネルからなる目標で構成された壮大な計画。
- 2000年からの15年間とその先の15年間の二部構成で…今年からは後半戦の仕立てとなる。
- 後半はアルファベット四文字[SDGs]と略称され、親しみやすくニックネームは[THE GLOBAL GOALS]
- 日本語では略して「ザグロゴ」

前半戦と後半戦の違いは  
次ページに続く...



**SUSTAINABLE  
DEVELOPMENT GOALS**

**17 GOALS TO TRANSFORM OUR WORLD**

# それは国連提唱 “開発目標” デス

## 2000 MDGs

“前半戦”の中身は…  
8のパネルから構成された  
「ミレニアム開発目標」

- ✓ 貧困と飢餓の半減を数値達成目標とした。
  - ✓ 結果的に発展途上国が中心の行動となった。
- 結果は…36%だった貧困率が…
- ✓ 中国とインドの経済発展により貧困率が $\frac{1}{3}$ の12%!
  - ✓ 半減 $\frac{1}{2}$  (18%)
  - ✓ を超えるおおきな成果を手にできた!?

“後半戦”の中身は…  
17のパネルから構成される…  
「持続可能な開発目標」

- 人口圧力の多い途上国がもう無いので先進国が行動主体となる必要がある。
- GDP経済成長だけでは到底達成できない課題ばかり。
- 日本は人口プレゼンスが落ちるのでここで挽回すべき…!

## 2015 SDGs

# MDGs→SDGsが-よく分かる動画

## 2000 MDGs

[https://www.ted.com/talks/michael\\_green\\_how\\_we\\_can\\_make\\_the\\_world\\_a\\_better\\_place\\_by\\_2030?language=ja](https://www.ted.com/talks/michael_green_how_we_can_make_the_world_a_better_place_by_2030?language=ja)

TED マイケルグリーン氏ご講演  
日本語字幕版  
{14:39}

マイケル・グリーン:  
2030年までにより良い世界を作るには

TEDGlobal>London · 14:39 · Filmed Sep 2015

27 subtitle languages

View interactive transcript

Share this idea

Facebook Twitter Email Embed More

846,151 Total views

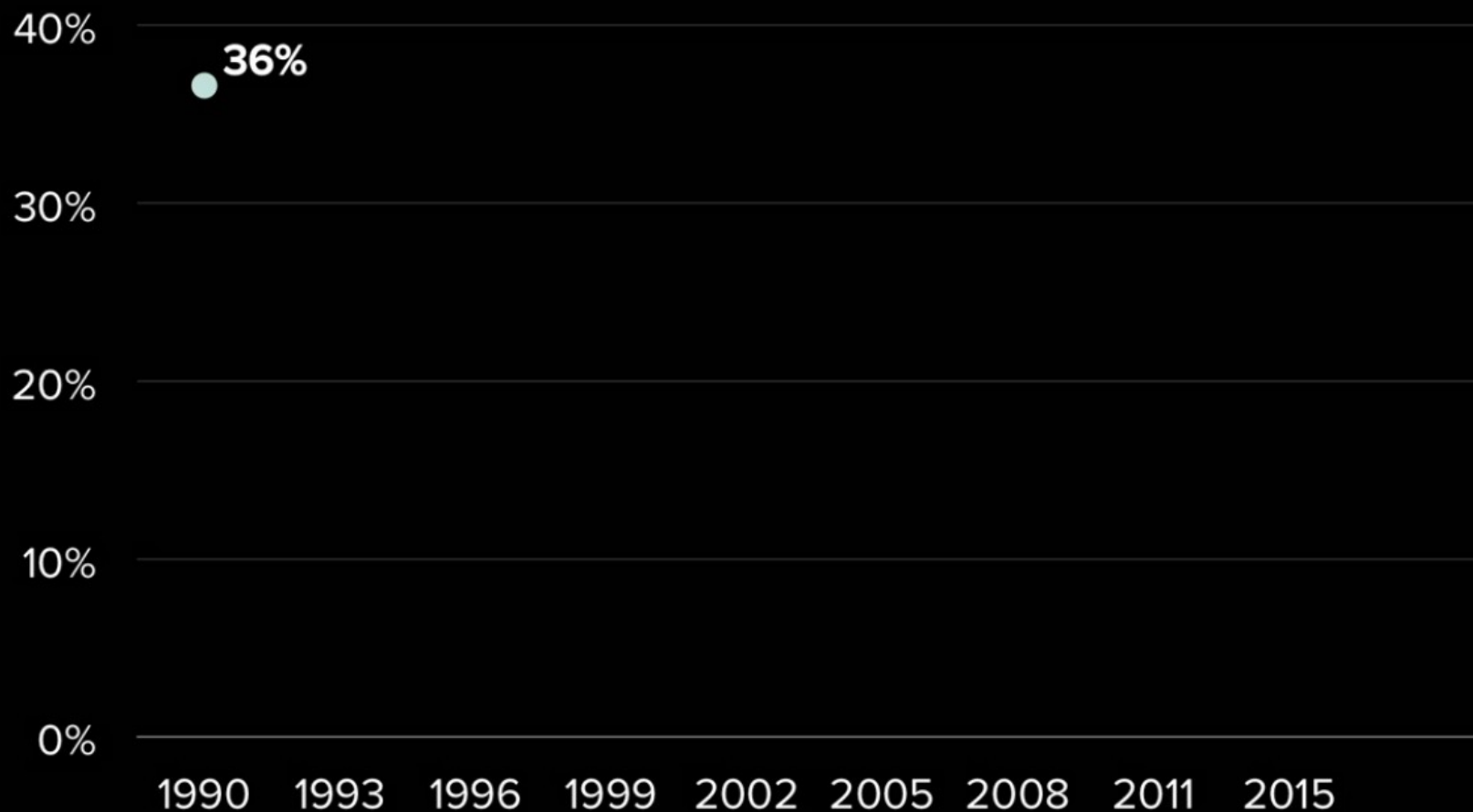
Share this talk and track your influence!

私たちは、今後15年間で飢餓と貧困を無くし、気候変動を止め、ジェンダーの平等を達成できるでしょうか？世界中の政府は、可能だと考えています。2015年9月に国連で開かれた会議で、各国政府は新たに2030年に向けた、一連の世界規模の開発目標を採択しました。社会進歩の専門家マイケル・グリーンは、この目標やよりよい世界へのビジョンがどうすれば実現できるのか、私たちに想像するよう促します。

Interactive transcript Speaker's footnotes Speaker's reading list

## 2015 SDGs

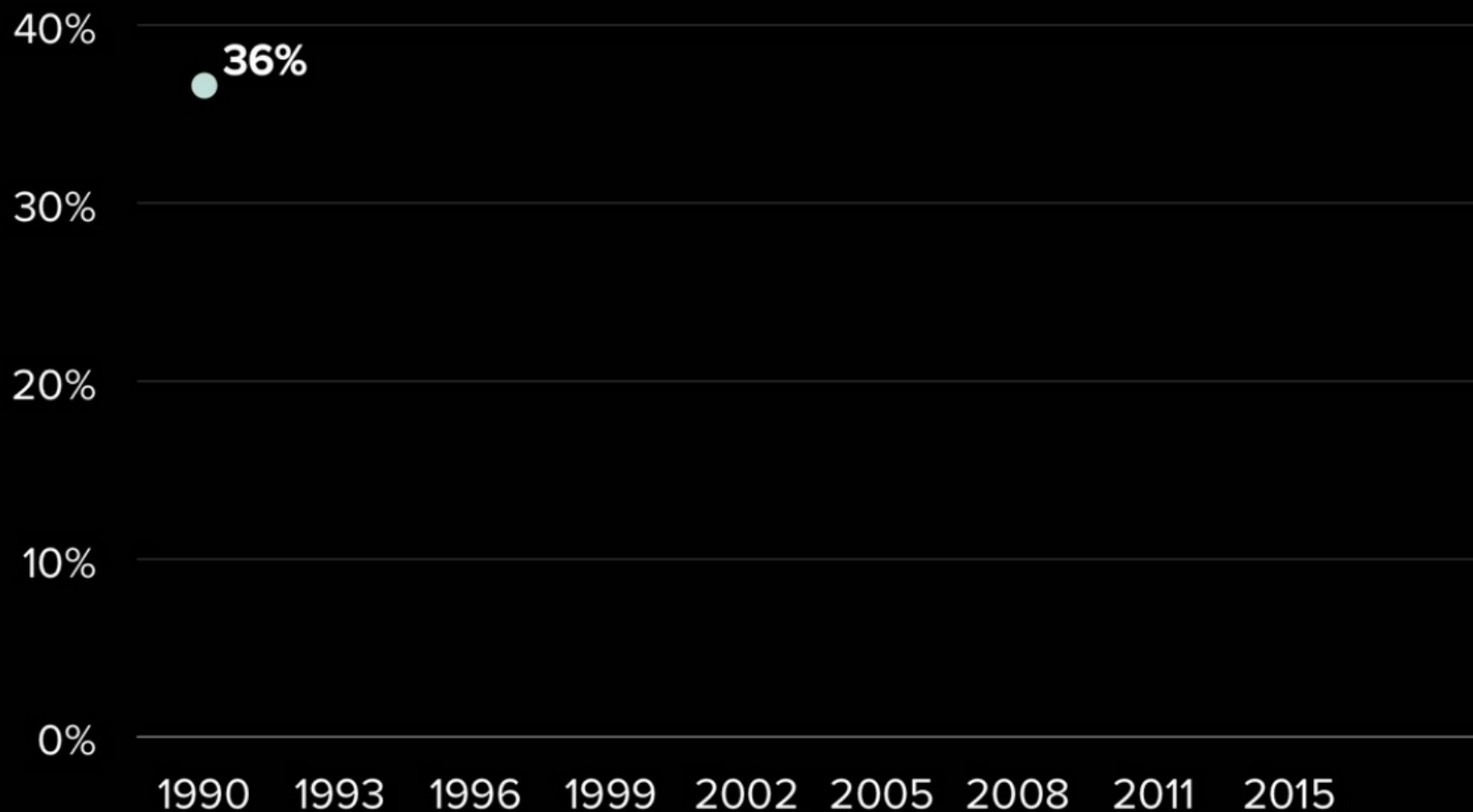
# PEOPLE IN POVERTY



MDGsの目標は  
👉 飢餓貧困の半減

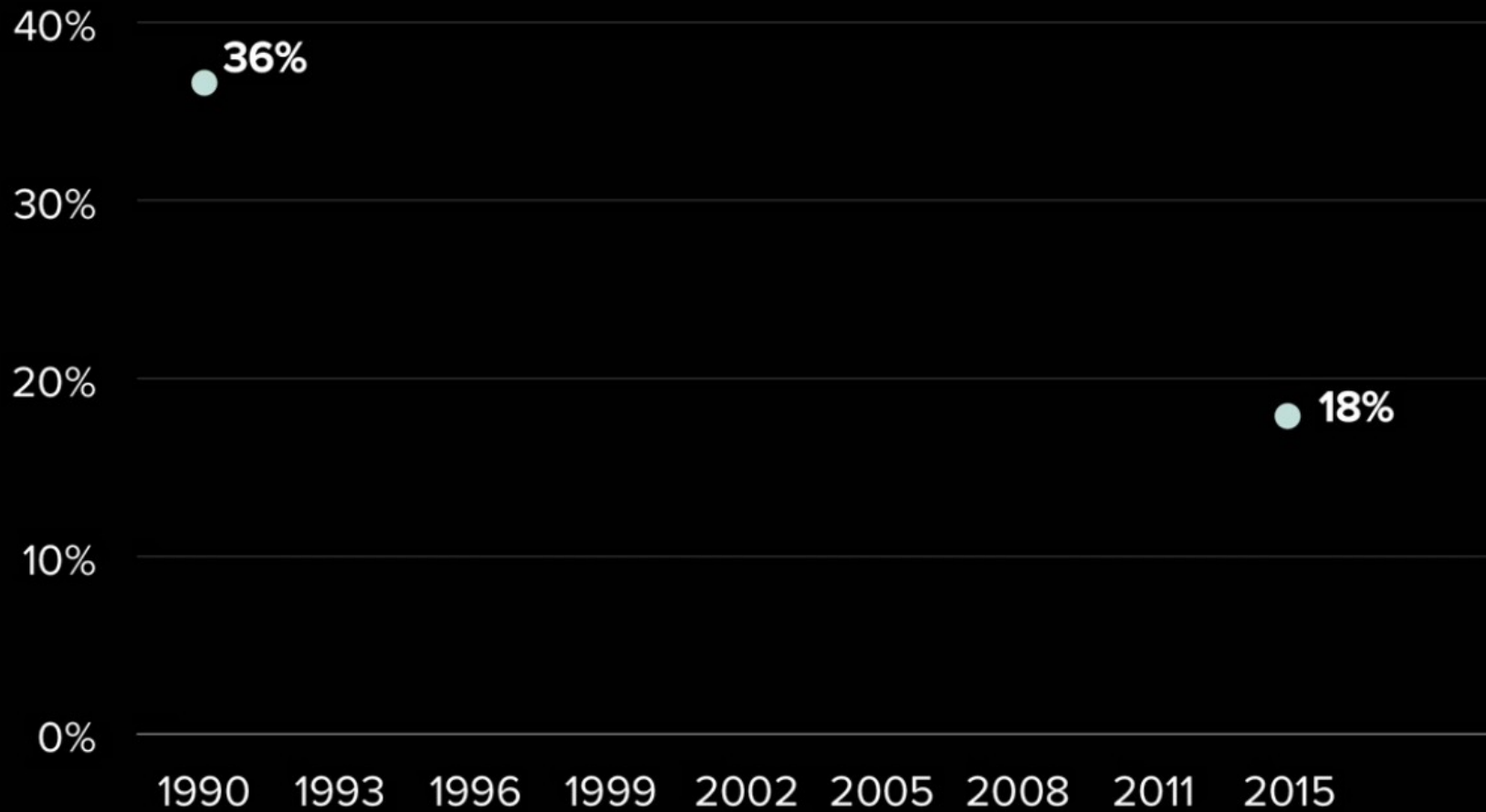


# PEOPLE IN POVERTY



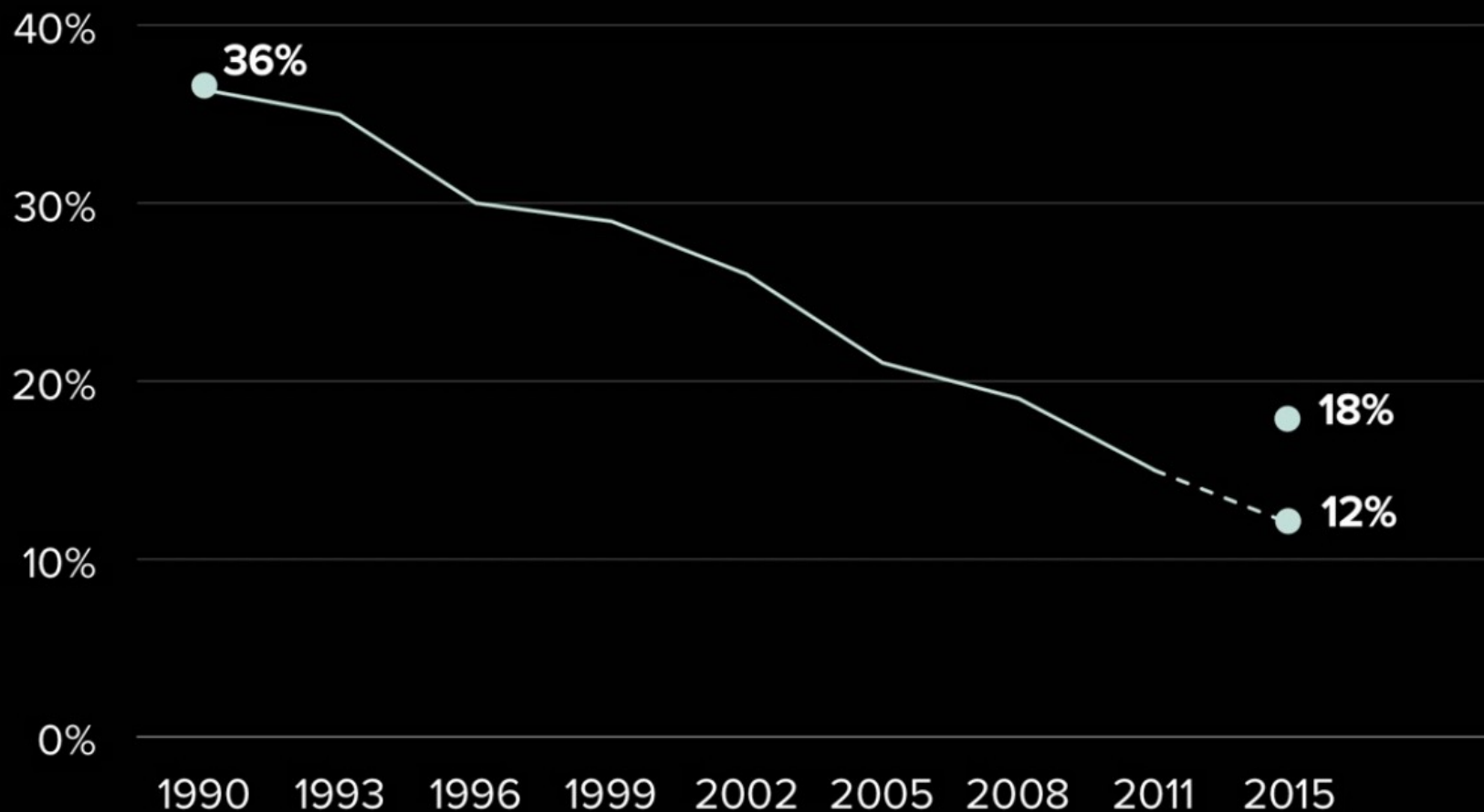
飢餓貧困率の基準は  
1990年の36%

# PEOPLE IN POVERTY



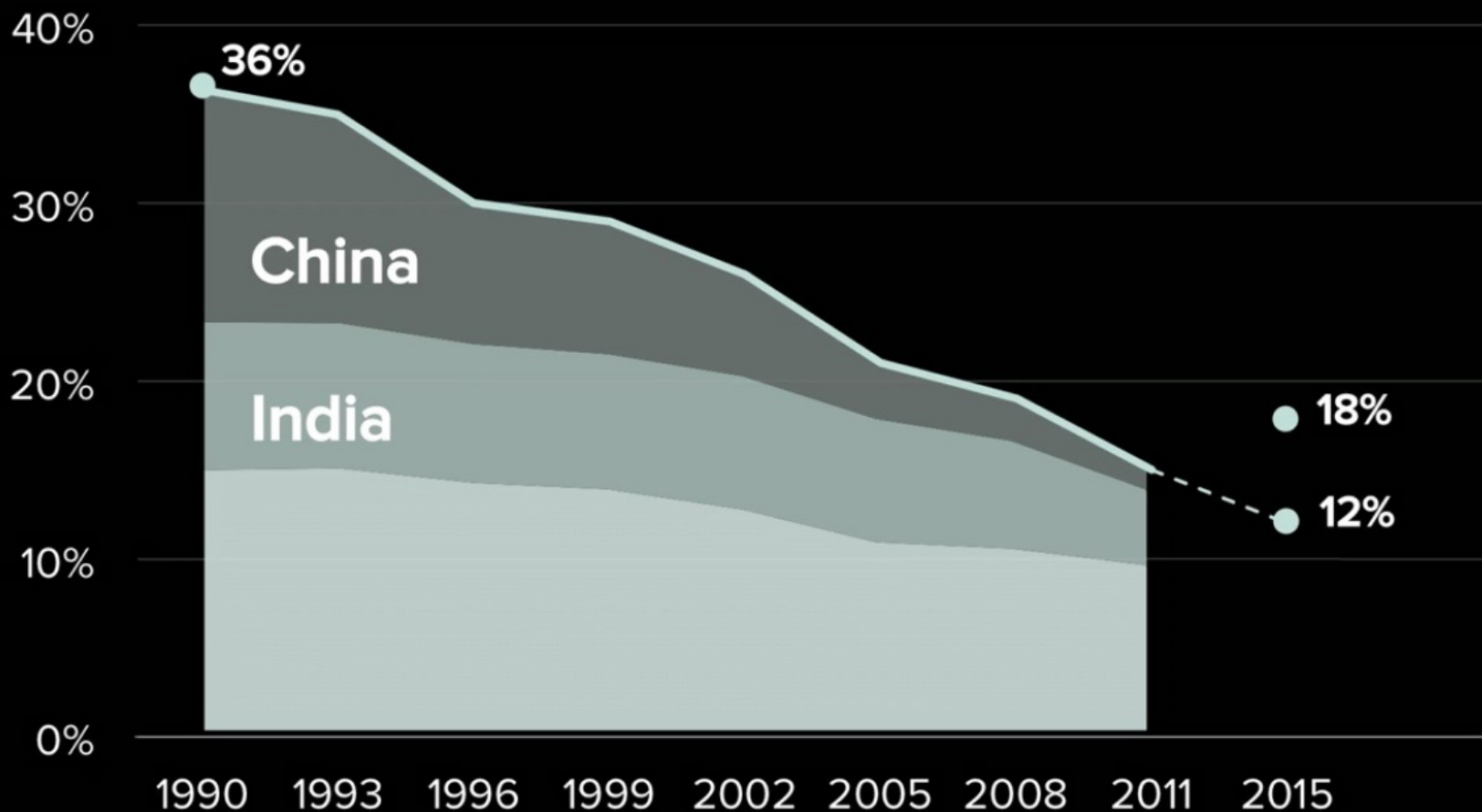
飢餓貧困率の半減なので  
👉 目標は18%で。

# PEOPLE IN POVERTY



お見事12% なんと  
半減が三分の一に

# PEOPLE IN POVERTY



勝因…つまり理屈は  
中国インドの経済成長

Social Progress Index

100  
80  
60  
40  
20  
0

2015

61

Global Goals  
2030 Target



では…SDGsを考えると  
まず現在



Social Progress Index

100

80

60

40

20

0

2015

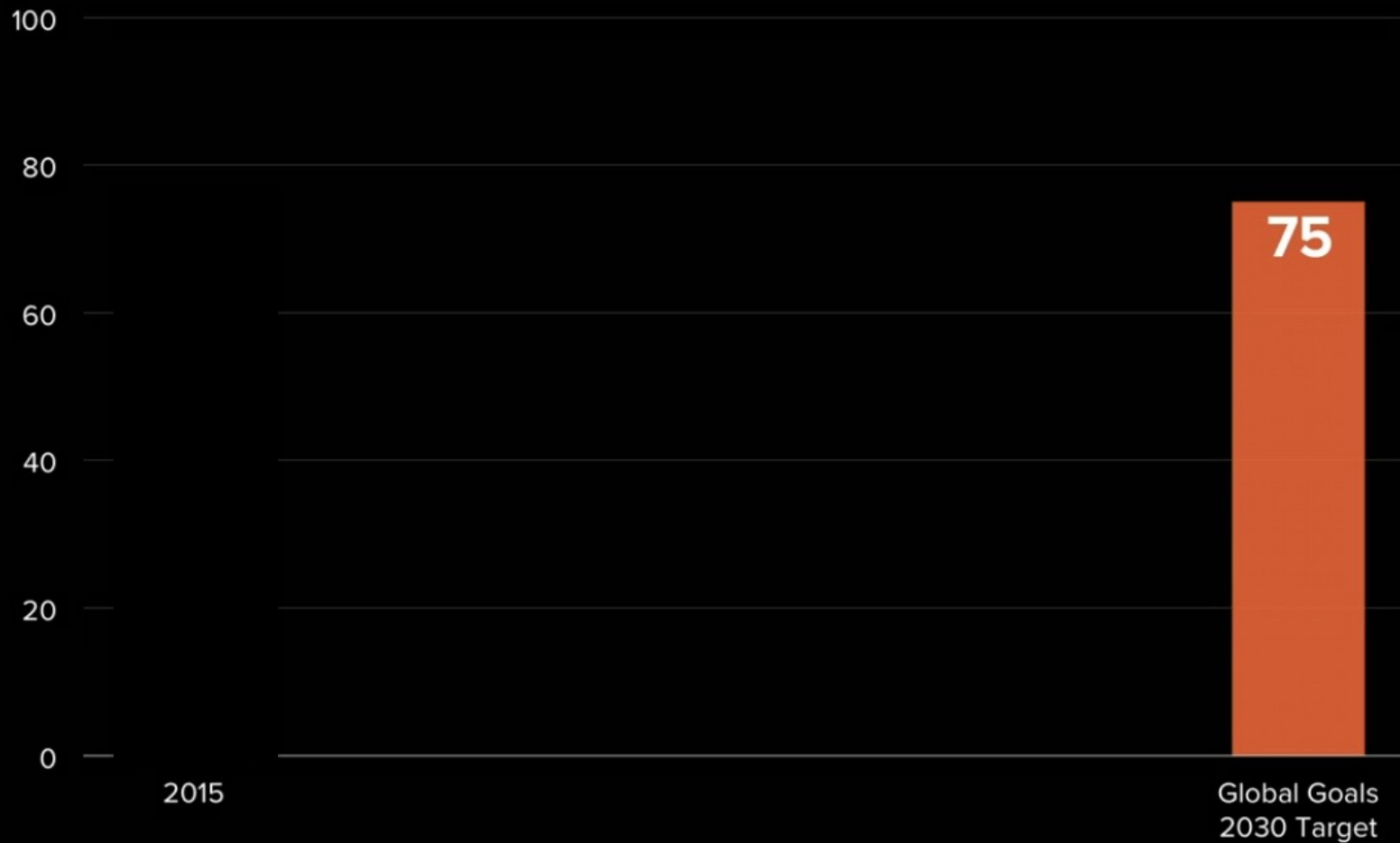
61

Global Goals  
2030 Target



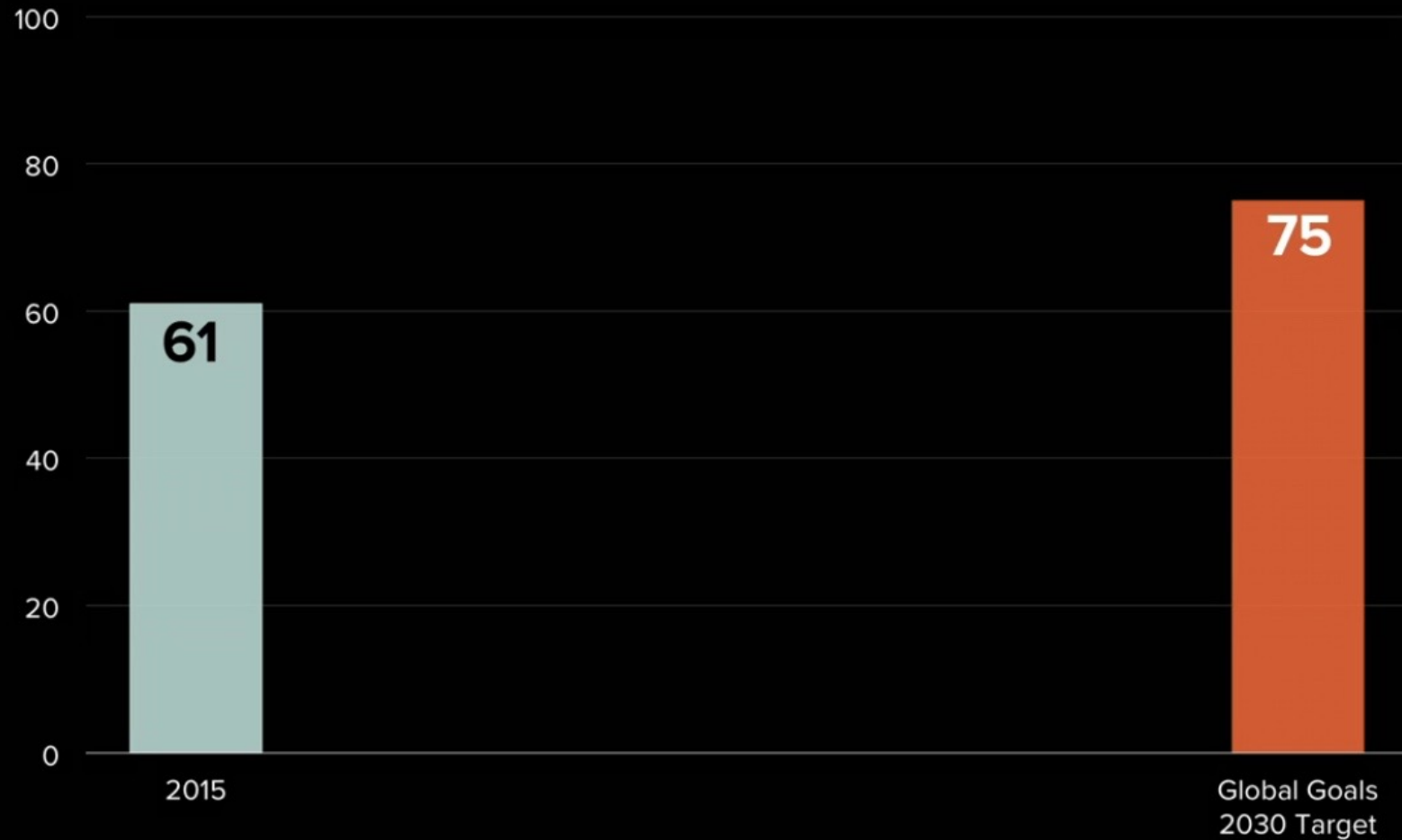
社会進歩指数でいまは…  
100点満点の61

# Social Progress Index



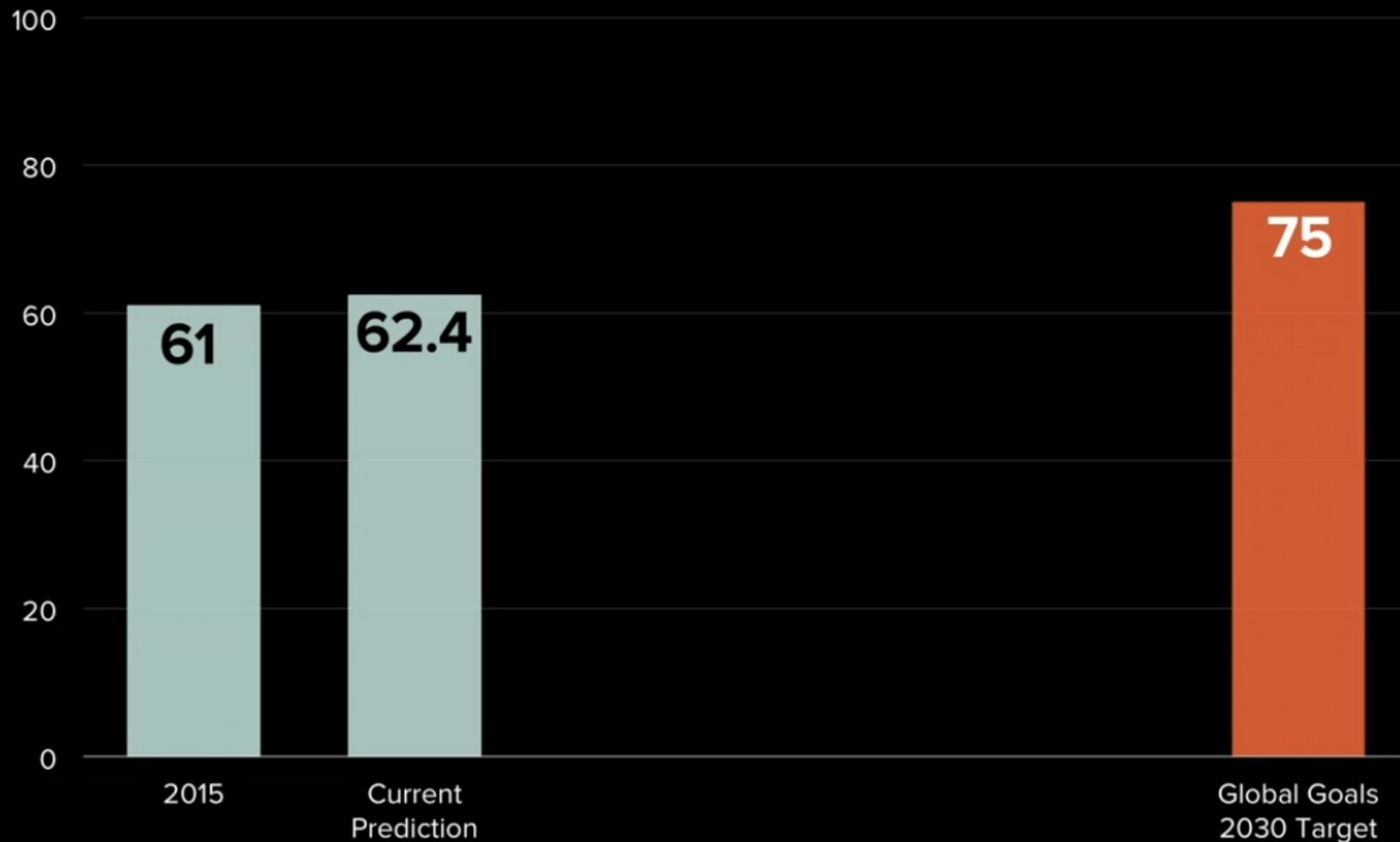
良くなる“地球”は…  
まあ75点として…。

# Social Progress Index

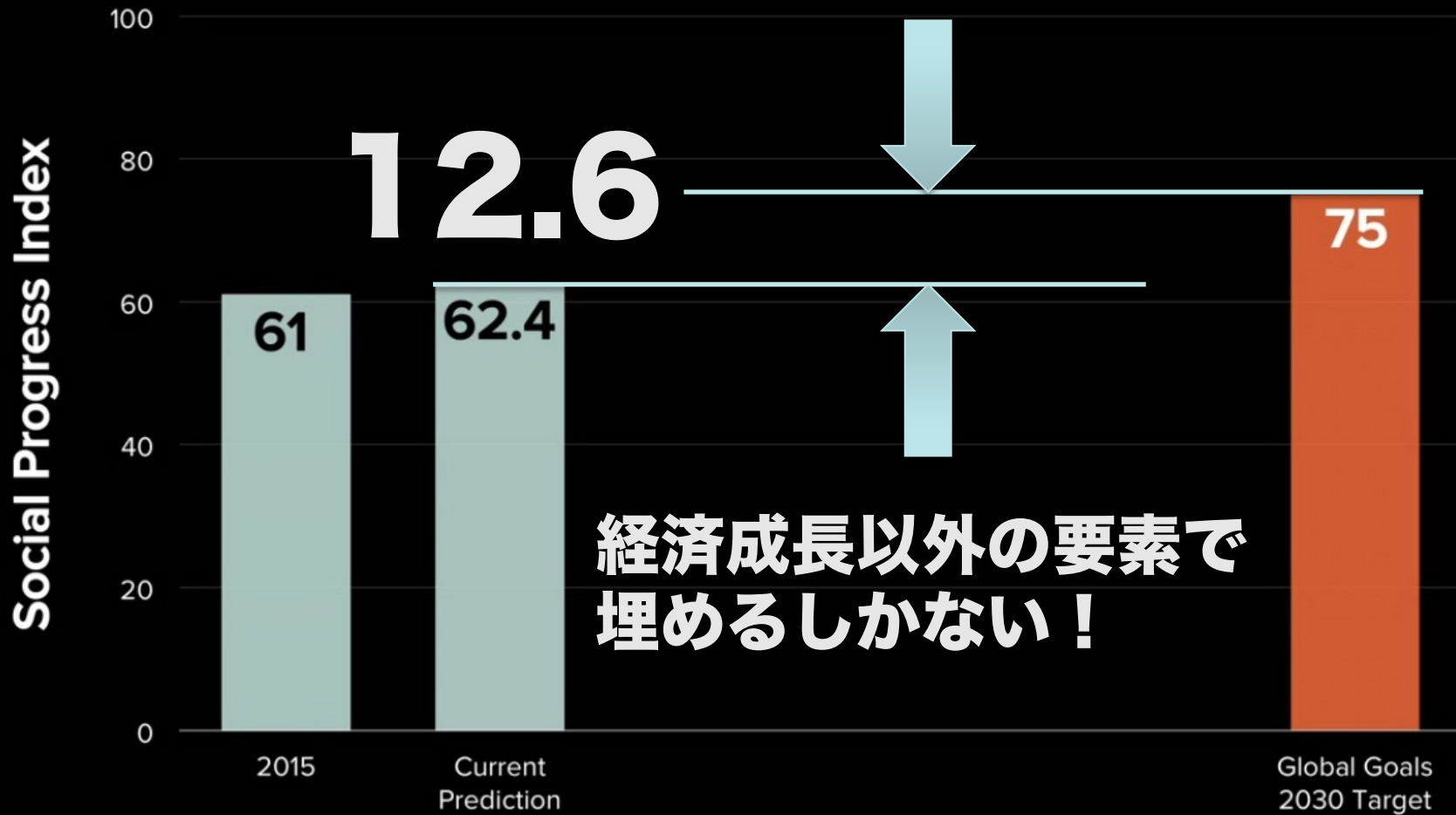


となるとその差は  
16ポイント。

# Social Progress Index



経済成長だけだとナント  
62.4点迄でオシマイ。



**となると62.4から75の間を埋めるのは!?**





- ニッポンのSDGs-THE GLOBAL GOALS
- メディアが排出事業者に伝えているコト
  - 企業の社会的責任への投資は打ち出の小槌



# ジャパンSDGsが-よく分かる動画

[https://www.ted.com/talks/michael\\_green\\_how\\_we\\_can\\_make\\_the\\_world\\_a\\_better\\_place\\_by\\_2030?language=ja](https://www.ted.com/talks/michael_green_how_we_can_make_the_world_a_better_place_by_2030?language=ja)

朝日新聞デジタル  
「国谷裕子(くにやひろこ)さんと考えるSDGs」  
2017年1月31日WEB公開

2015 SDGs

「自国第一」を超えて未来へ 国谷裕子さんがインタビュー (2017/01/31)

持続可能な開発目標 (SDGs) をどう実現していくのか。キャスターの国谷裕子さんが国連の責任者トーマス・ガス氏に聞いた。SDGsは、世界が直面するさまざまな課題を2030年までに解決することをめざす。その実現には、すべての国々、企業、人々が取り組むことを求められている。国谷SDGsが定められて1年あまり。なぜこの目標が重要なのか、まだ市民に十分に伝わっていないのではないのでしょうか。ガス おっしゃる



地球の課題を解く「SDGs」 国谷裕子さんと考える (2017/01/31)

気候変動やグローバル化で深刻化する問題に対応するため、2015年9月に国連で採択された持続可能な開発目標 (SDGs 〈エスディーゼーズ〉) に、超大国の孤立主義という逆風が吹いている。国際協調の機運をどう守り、発展させていくのか。キャスターの国谷裕子 (くにやひろこ) さんが、国連の責任者に展望を聞いた。トーマス・ガス国連事務次長補は、相互依存のなか、米国といえども一国だけでは課題解決は進まず、各国と



紙面掲載記事

(2030 SDGsで変える) 「SDGs」日本が牽引を 国谷さん、国連責任者に聞く (2017/01/31)

気候変動やグローバル化で深刻化する問題に対応するため、2015年9月に国連で採択された持続可能な開発目標 (SDGs 〈エスディーゼーズ〉) に、超大国の孤立主義という逆風が吹いている。国際協調の機運をどう守り、発展させていくのか。キャスターの国谷裕子 (くにやひろこ) さんが、国連の責任者に展望を聞いた。▼2面=インタビュー詳細、5面=SDGsとは トーマス・ガス国連事務次長補は、相互依存のなか、





2015 SDGs

<http://www.asahi.com/special/sdgs/>  
朝日新聞デジタル  
「国谷裕子さんと考えるSDGs」  
2017年1月31日WEB公開

最新インタビュー



トーマス・ガス氏  
トランプ大統領で後退するのか  
2017/1/31



トーマス・ガス氏  
企業と若者、変化の担い手に  
2017/1/31



トーマス・ガス氏  
先進国の進むべき道は  
2017/1/31



トーマス・ガス氏  
SDGsがめざすもの  
2017/1/31

関連記事

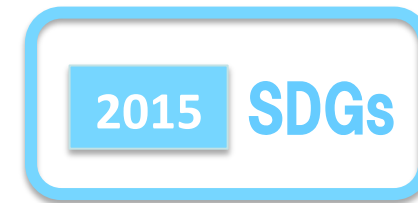
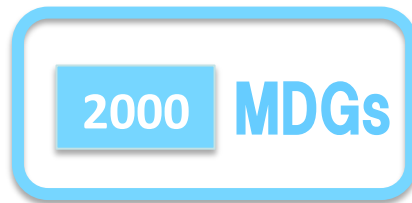


「新しいものさし」で考えよう  
SDGsの17目標  
2017/1/31



「焼き豆腐指数」って何だ フードロスに立ち向かう  
2017/1/31

<http://www.asahi.com/special/sdgs/>  
朝日新聞デジタル  
「国谷裕子さんと考えるSDGs」  
2017年1月31日WEB公開



国連の2015年を振り返る (Year in Review 2015) {7:47}

<http://youtu.be/jiDudE5syTk>

「ミレニアム開発目標 (MDGs)」から「持続可能な開発目標 (SDGs)」へ {1:42}

<http://youtu.be/dga-EUNKT3E>

持続可能な開発とは? {2:08}

<http://youtu.be/1c48vhokWLQ>

グローバル・ゴールズ

(持続可能な開発目標)に寄せる  
スティーブン・ホーキング博士からの  
ビデオメッセージ {1:41}

<http://youtu.be/wdxnTj8VEEY>

WE THE PEOPLE: グローバル・ゴールズ  
(持続可能な開発目標)を伝えよう {3:49}

<http://youtu.be/jV5f7YZJFQg>

その他 国連広報センターにて続々と公開中!!





# SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

17 GOALS TO TRANSFORM OUR WORLD



[http://www.unic.or.jp/activities/economic\\_social\\_development/sustainable\\_development/2030agenda/sdgs\\_logo/](http://www.unic.or.jp/activities/economic_social_development/sustainable_development/2030agenda/sdgs_logo/)

国際連合広報センター(SDGsのロゴダウンロード頁)日本語版



- モノづくり司令塔-経済産業省の再編
- 振り出しからアガリまで-の一体感とは
  - 周回遅れからの挽回は2020動静脈連携



# 廃棄物処理法制の全体像理解を…

きょうは「廃棄物処理法」いわゆる「廃掃法」を理解するための研修です。

とはいえ、それを理解するためには…まずは…「廃棄物に関連する法制度」の全体像と「廃掃法」につながる「廃棄物関連法」の歴史的足取りを理解する事が大事だと思います。

で…時事の法制度の全体像を理解するには経産省発行の資源循環ハンドブック暦年版が好都合ですよ♪



## 資源循環ハンドブック 2016 法制度と3Rの動向



<http://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/data/pamphlet/>

# 経産省のハンドブックは必携の事…

## 資源循環ハンドブックのあらまし

2003初版.2004.(2005欠番)  
2006.2007.2008.2009.2010.2011.  
2012.2013.2014.2015.2016.  
英語対訳版同時発行-2003初版.  
2004.2006.2007.2008.2010.  
中国語対訳版同時発行-2007.  
発行元はすべて経済産業省産業  
技術環境局リサイクル推進課  
受託元は2003初版にのみ財団法人  
クリーン・ジャパン・センターの表  
記アリ。

RRRの三兄弟は2014年から表紙  
～表舞台～に表示。(正確には復活)



<http://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/data/pamphlet/>



# 廃棄物処理法制のマンダラ

全体像理解には最新版「資源循環ハンドブック2016」の12ページにII章「循環型社会形成のための法制度と3R政策」に判りやすい図があります。

モノづくり企業にはこのハンドブックが使いやすいです。

神様仏様の相関図♪...  
マンダラ(曼荼羅मण्डल)デス



<http://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/data/pamphlet/>

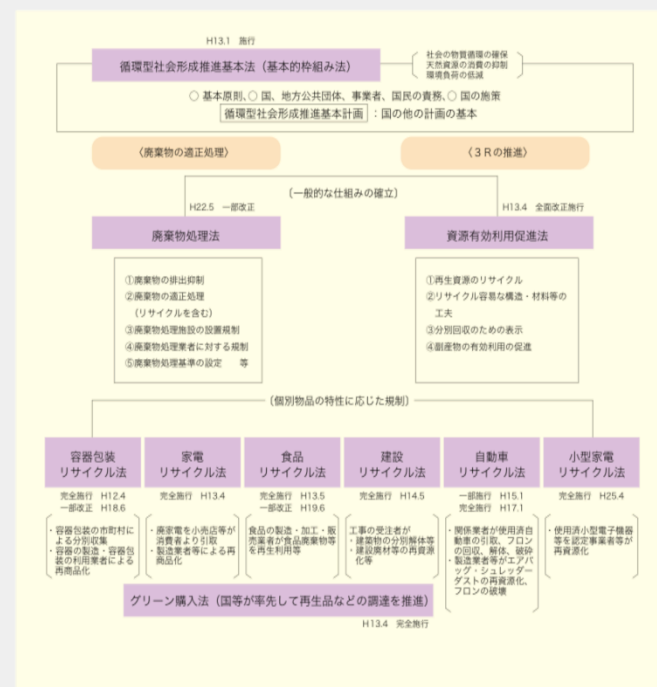
## II 循環型社会形成のための法制度と3R政策

### 1 法体系

平成3年の「再生資源利用促進法(改正されて資源有効利用促進法となった)」の施行以来の10数余年にわたる廃棄物の発制抑制(リデュース)、リユース、リサイクルの促進についての経験と施策を踏まえ、法律の整備が体系的に進められてい

ます。平成18年6月には「容器包装リサイクル法」、平成19年6月には「食品リサイクル法」がそれぞれ改正され、平成25年4月には「小型家電リサイクル法」が施行されました(図-II-1)。

図-II-1 循環型社会の形成の推進のための施策体系



# ザグロゴNo.12との連携性考察

でこの「資源循環ハンドブック2016」の13ページに製品のライフサイクル(LC)「ゆりかごから墓場まで」と関連する法規制の解説があります。モノづくり企業には解説不要でしょうけど♪

大事なものはこの製品のライフサイクルに責任持とうぜ!!...ってのがTHE GLOBAL GOALSの12番“責任ある生産と消費”なんです。...どうですか？身近でしょ♪



<http://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/data/pamphlet/>

図-II-2a 製品のライフサイクルからみた各法律の位置付け

図-II-2b 循環型社会の形成の歴史

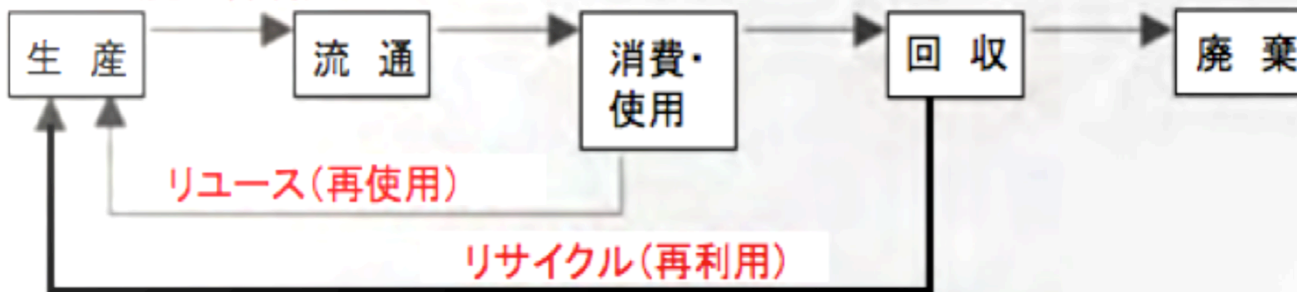
年	法律(施行)	社会情勢等
1945		第2次世界大戦終了
1960		高度経済成長期
1971	廃棄物処理法	廃棄物の問題は汚物による公衆衛生の問題を解決する「衛生問題」。
1991	再生資源利用促進法	大量の廃棄物が排出される中で不適正な処理による環境汚染が拡大。
1993	パースル法	…産業廃棄物も含めた廃棄物の処理責任や処理基準等を規定。
2000	容器包装リサイクル法	…法律に基づくリサイクルの取組の促進の開始。
		…容器包装6品目のリサイクル開始。
		天然資源の消費を抑制し、環境への負荷を低減した「循環型社会」の構築。
2001	循環型社会形成推進基本法	…リサイクルの前にリデュース、リユースが優先する3Rの概念。
	資源有効利用促進法	…再生資源利用促進法を全面改正。3Rの取組を総合的に推進。
	家電リサイクル法	
	食品リサイクル法	
	グリーン購入法	
2002	建設リサイクル法	
2005	自動車リサイクル法	
2006	容器包装リサイクル法改正	
2007	食品リサイクル法改正	
2008	第2次循環型社会推進法	
2013	小型家電リサイクル法	…これまで大半が埋立処分されていた使用済小型家電のリサイクル開始。



# ザグロゴNo.12との連携性考察

## 2a 製品のライフサイクルからみた各法律の位置付け

リデュース(発生抑制)



### <ライフサイクルの各段階における取組>

資源有効利用促進法  
 生産工程における省資源化  
 (資源効率化、長寿命化)



製品のライフサイクル (LC) の部分を超拡大します ♪「図 II-2a」

<http://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/data/pamphlet/>

年	法律	社会情勢等
1971	廃棄物処理法	廃棄物の問題は汚物による公衆衛生の問題を解決する「衛生問題」。
1991	再生資源利用促進法	大量の廃棄物が排出される中で不適正な処理による環境汚染が拡大。
1993	パーセル法	…産業廃棄物も含めた廃棄物の処理責任や処理基準等を規定。
2000	容器包装リサイクル法	…法律に基づくリサイクルの取組の促進の開始。
		…容器包装6品目のリサイクル開始。
		…天然資源の消費を抑制し、環境への負荷を低減した「循環型社会」の構築。
2001	循環型社会形成促進基本法	…リサイクルの前にリデュース、リユースが優先する 3R の概念。
	資源有効利用促進法	…再生資源利用促進法を全面改正。3R の取組を総合的に推進。
	家電リサイクル法	
	食品リサイクル法	
	グリーン購入法	
2002	建設リサイクル法	
2005	自動車リサイクル法	
2006	容器包装リサイクル法改正	
2007	食品リサイクル法改正	
2008	第二次循環基本法	
2013	小型家電リサイクル法	…これまで大半が埋立処分されていた使用済小型家電のリサイクル開始。

# ザグロ!?!一元管理...METI組織再編



経済産業省

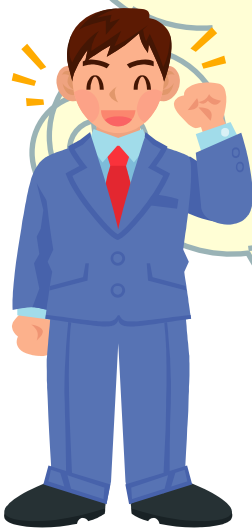
Ministry of Economy, Trade and Industry

昨夏はチョーびっくりしました。METI(経済産業省)の製造産業局が組織変更デス!!...それはそれは大騒ぎで♪馴染むまで半年掛かりました(霞ヶ関&永田町ロビースト肌感覚)

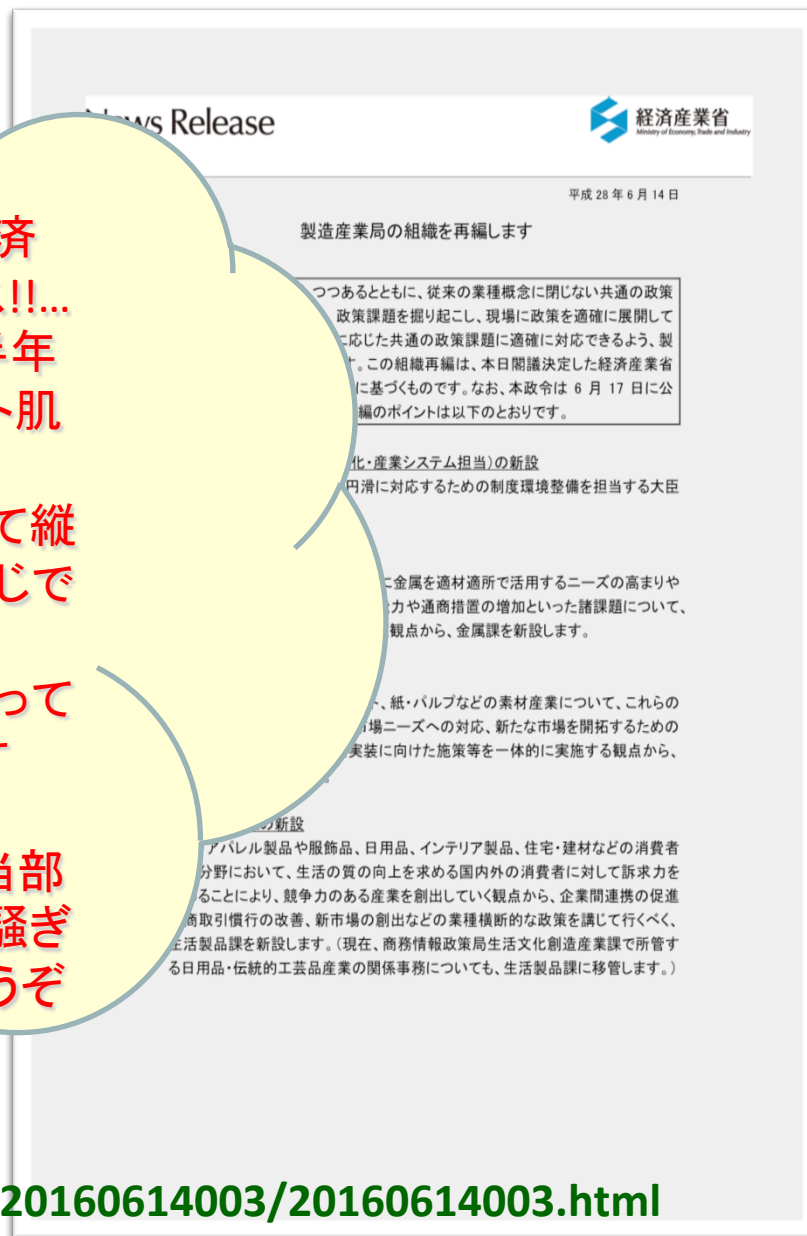
課長が減りましたし!縦割りが緩和されて縦横無尽?斜めも含め串刺しになった感じがです。

THE GLOBAL GOALS実現への一元管理ってのは小職の“希望的観測”ではありますすが...

モノづくり企業は分掌規定も含めて担当部署が変わったのですからそれはもう大騒ぎの筈です。これからの業界は早めにどうぞ騒いで♪



<http://www.meti.go.jp/press/2016/06/20160614003/20160614003.html>



# ザグロ!?!一元管理…METI組織再編

## 製造産業局の組織を再編します



6月14日

製造業の構造が変化しつつあるとともに、従来の業種概念に閉じない共通の政策課題が顕在化している中、政策課題を掘り起こし、現場に政策を適確に展開していく観点から、製品の特質に応じた共通の政策課題に適確に対応できるよう、製造産業局の組織を再編します。この組織再編は、本日閣議決定した経済産業省組織令の一部を改正する政令に基づくものです。なお、本政令は6月17日に公布施行する予定です。組織再編のポイントは以下のとおりです。



報道発表には“業種概念に閉じない”…  
“共通の政策課題”…“一体的に実施”とか心強いフレーズが随所に♪  
環境省も変わらないとね(独り言)

<http://www.meti.go.jp/press/2016/06/20160614003/20160614003.html>

# ザグロ!?!一元管理...METI組織再編

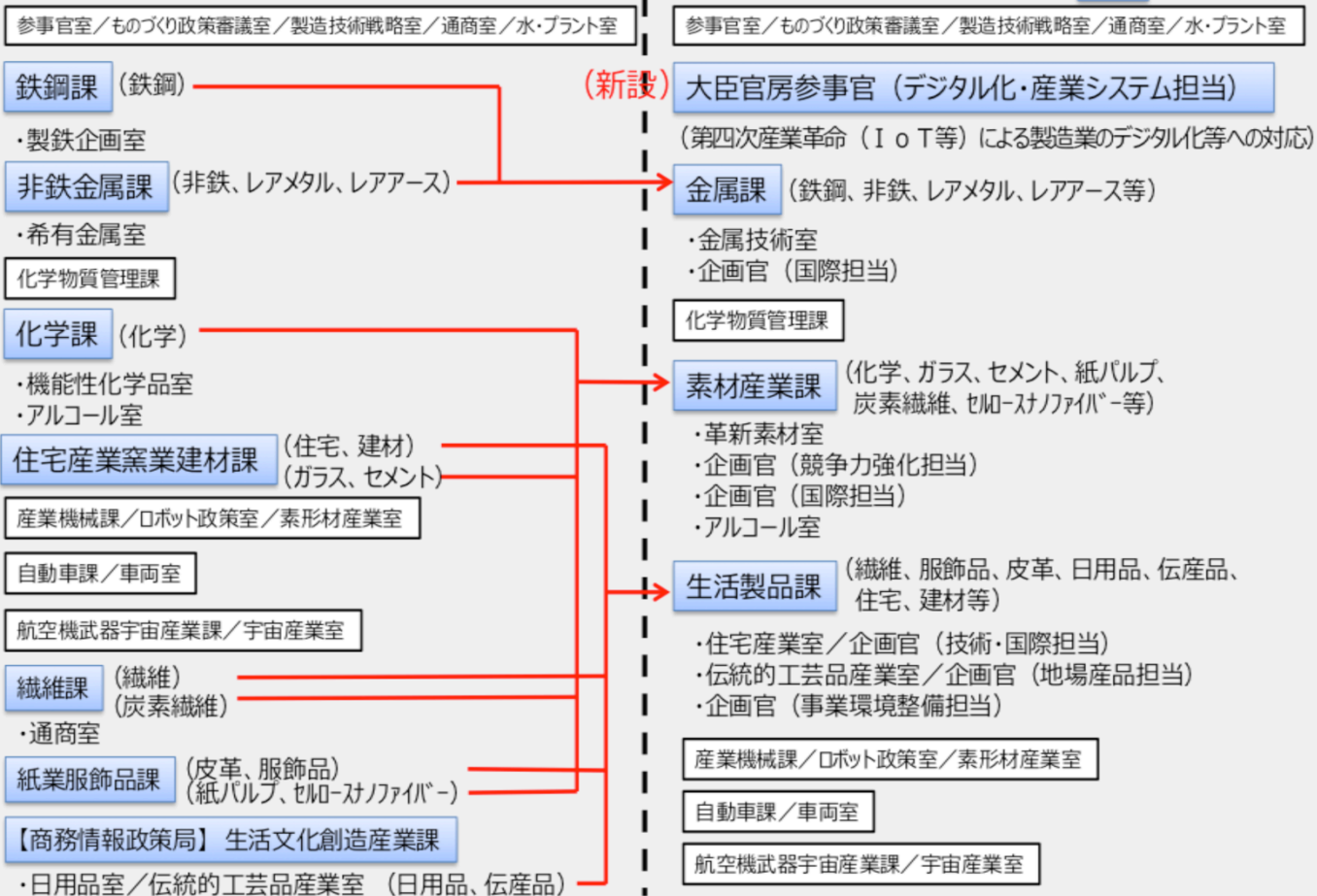
## 製造産業局組織見直し全体像

平成28年6月17日(金)～

<再編前>

<再編後>

...再編関係課



7が3に







- 排出事業者にアドバイスすべき責任の勘所
- 排出事業者を理解してもらうべき廃掃法
  - これまでの奈良県産廃協会セミナー復習



# 1991⇒2016~ 廃掃法の目的のチョー勘所

- H3(1991)から続く…法律の“目的”を解体真書？信書？  
第一条

この法律は、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆の健康の向上を図ることを目的とする。

行為を  
主体者  
で分解

産廃だとマニ起票&運用...  
それに現地確認が始動！

廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理

排出する側

委託された側



# 産業廃棄物の種類と業種指定の勘所

番号	名称	業種指定	指定業種
1	燃え殻	無	<u>—どのような業種から排出されても産業廃棄物扱いとなる。</u>
2	汚泥	無	<u>—</u>
3	廃油	無	<u>—</u>
4	廃酸	無	<u>—</u>
5	廃アルカリ	無	<u>—</u>
6	<u>天然</u> ゴムくず	無	<u>—</u>
7	金属くず	無	<u>—</u>
8	ガラスくず及び陶磁器くず	無	<u>—</u>
9	鉱さい	無	<u>—</u>
10	廃プラスチック類	無	<u>—</u>
11	がれき類	無	<u>—</u>
12	紙くず	有→	建設業・パルプ・紙又は紙加工品の製造業・新聞業・製本業及び印刷物加工業等
13	木くず	有→	建設業・木材又は木製品の製造業・パルプ製造業及び輸入木材の卸売業等 <u>070907通知で木製パレットと賃貸業家具が追加</u>
14	繊維くず	有→	建設業・繊維工業
15	動植物性残渣	有→	食料品製造業・医薬品製造業又は香料製造業
16	動物のふん尿	有→	畜産農業
17	動物の死体	有→	畜産農業
18	ばいじん	有→	<u>(排出形態での区分となる)</u> 集塵施設によって集められたもの等
19	動物系固形不要物	有→	と畜場等
20	処理物	有→	<u>(排出形態での区分となる)</u> 廃棄物を処分するために処理したもの
<u>21</u>	<u>輸入廃棄物</u>	<u>無</u>	<u>海外から国内に輸入されたものは、上記20分類に該当しなくとも産業廃棄物扱い</u>

①燃え殻、②汚泥、③廃油、  
④廃酸、⑤廃アルカリ、  
⑥廃プラスチック類  
その他政令で定めるもの

# “業種指定” 判断の闇!? 魔物の勘所

番号	名称	業種指定	具体的な指定業種をリーガルマインドで考える！参考は「日本標準産業分類」
12	紙くず	建設業・パルプ・紙又は紙加工品の製造業・新聞業・製本業及び印刷物加工業等	<p>さてさて...業種指定が無いモノはまだしも...指定業種がある場合そのセグメンテーションが産廃管理の分水嶺です。</p> <p>質問!...ご聴講のみなさんは「一体全体ナニ業なんですか?...」 うんウチは...建設業!とかサービス業? 製造業!で括ってはいけません。もっと細かく具体的に...『闇』です。</p> <p>特に...建設系廃棄物(いわゆる建廃)は平成22年度改正で“事業場外保管の届け出”とか“元請排出者責任”とか“下請け例外規定”とかスケープゴートにされていますからこの品目種類よりもタチが悪い“区別・差別”の取り扱いがありますから...『魔物』に注意デス...</p>
13	木くず	建設業・木材又は木製品の製造業・パルプ製造業及び輸入木材の卸売業等 070907通知で木製パレットと賃貸業家具が追加	
14	繊維くず	建設業・繊維工業	
15	動植物性残渣	食料品製造業・医薬品製造業又は香料製造業	
16	動物のふん尿	畜産農業	
17	動物の死体	畜産農業	
18	ばいじん	(排出形態での区分となる)集塵施設によって集められたもの等	
19	動物系固形不要物	と畜場等	
20	処理物	(排出形態での区分となる)廃棄物を処分するために処理したもの	
21	輸入廃棄物	海外から国内に輸入されたものは、上記20分類に該当しなくとも産業廃棄物扱い	

# 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(昭和四十五年十二月二十五日法律第百三十七号)

最終改正：平成二七年七月一七日法律第五八号

清掃法（昭和二十九年法律第七十二号）の全部を改正する。

- 第三章 産業廃棄物

- 第一節 産業廃棄物の処理

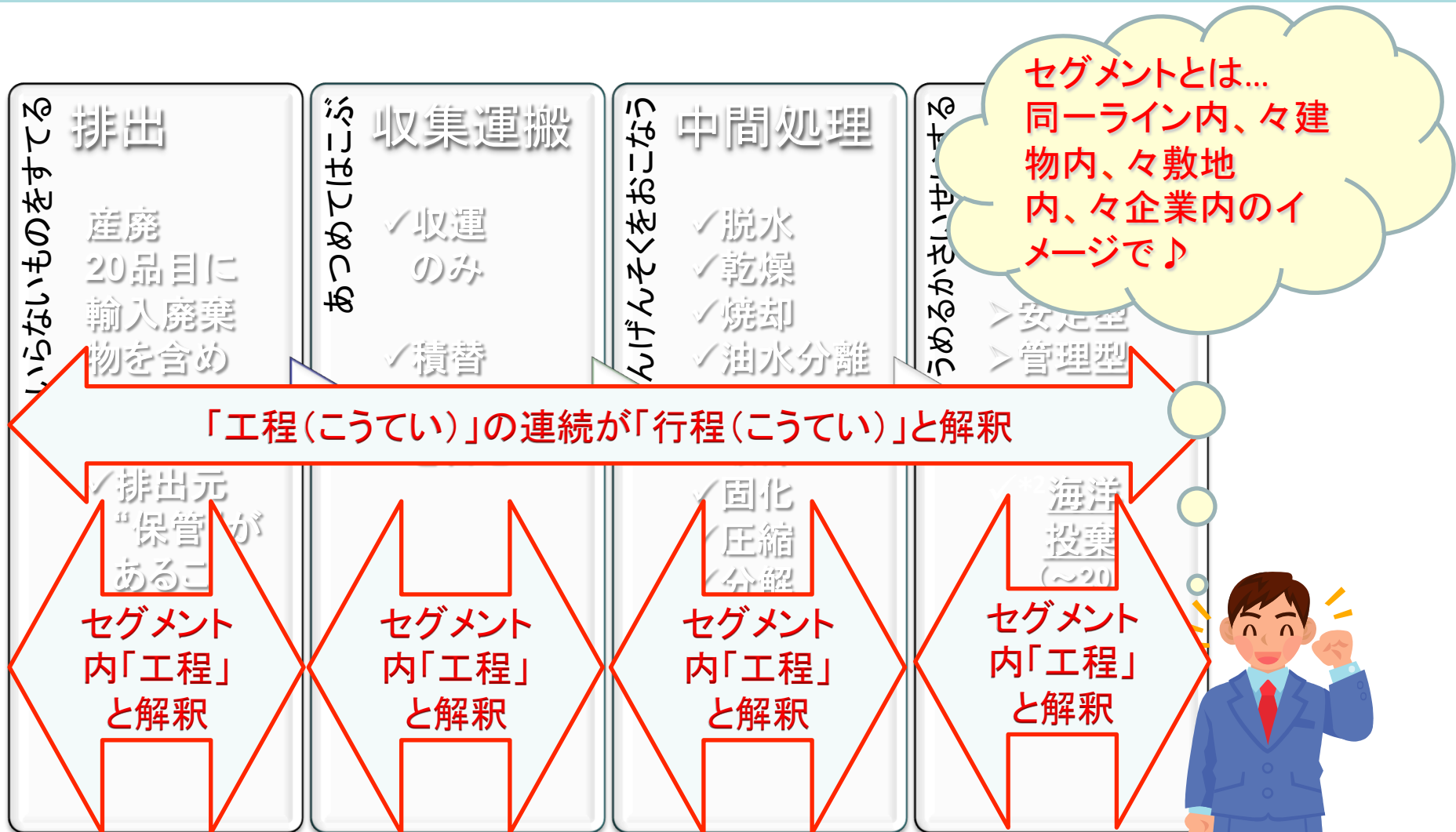
- (事業者の処理)

- 第十二条

- 7 事業者は、前二項の規定によりその産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、当該産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行い、当該産業廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 9 その事業活動に伴い多量の産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者として政令で定めるもの（次項において「多量排出事業者」という。）は、環境省令で定める基準に従い、当該事業場に係る産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。

# 処理の「工程」と「行程」理解勘所



\*1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律-目的改正(1991)-参照

\*2 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づき定められた海洋への投入の場所及び方法に関する基準に従って行う処分(2007)-参照



# 行程の振出から上がりまで理解勘所

そう!“行程”ってのは...  
“頭から尻尾まで”のコト♪

目論見

選択

契約

運用

確認

報告

排出事業者は...こんなステップで...“事業活動に伴って排出された産業廃棄物の発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程における処理が適正におこなわれるための必要な措置”を講じないといけません。





# 現地確認努力義務の理解勘所

廃棄物処理法の改正につ

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対  
産業廃棄物課



環境省...親切デス♪♪過ぎるぐらい。  
3.11震災の翌月の1日から施行(「せ  
こう」ではなく「しこう」と読むけど“執  
行”と紛らわしいので「せこう」と慣用  
句で読む)の法改正時にパウポの  
PDFまで用意してくれていますよ。  
親切をアダで返すと...ドエライ事にな  
るので。...良く読んどかないといけな  
い資料です。  
その全45頁中の15頁に現地確認に  
ついて具体的な“例”...  
これこそがTHE GENTI-KAKUNINって  
ヤツが書いてあるんですよ。  
トホホ...次の頁に  
転載します。



[http://www.env.go.jp/recycle/waste\\_law/kaisei2010/attach/diagram\\_revise.pdf](http://www.env.go.jp/recycle/waste_law/kaisei2010/attach/diagram_revise.pdf)

(『図解資料』ってタイトル)



# ～排出事業者の産業廃棄物の処理状況確認～

## 改正概要

排出事業者は、産業廃棄物の運搬・処分を他人に委託する場合には、**当該産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行った上で**、最終処分終了までの一連の処理行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととする。

処理の状況に関する確認とは・・・

(例) 委託先の中間処理施設や最終処分場について、適正処理のための必要最低限の事項を実地に確認すること

- ・委託した産業廃棄物の処分に係る施設が使用可能な状況にあるか(最終処分場の残余容量が十分か)
- ・施設外への廃棄物の飛散・流出はないか
- ・廃棄物保管場所での廃棄物の飛散・流出はないか
- ・(安定型最終処分場の場合)展開検査が適正に行われているか 等

(例) 処理業者の処理状況及び維持管理状況等の公表情報から、施設の稼働状況等、適正処理が行われていることを確認すること

## 効果

- 排出事業者は、処理委託先の産業廃棄物処理業者が委託契約書に沿って産業廃棄物の処理を実施していることを確認することで、最終処分終了までの一連の処理行程における適正処理をより一層確保。

# ～排出事業者の産業廃棄物の処理状況確認～

## 改正概要

排出事業者は、産業廃棄物の運搬・処分を他人に委託する場合には、**当該産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行った上で**、最終処分終了までの一連の**処理行程**における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととする。

処理の状況に関する確認とは・・・

(例) 委託先の中間処理施設や最終処分場について、適正処理のための必要最低限の事項を実地に確認すること

- ・委託した産業廃棄物の処分に係る施設が使用可能な状況にあるか(最終処分場の残余容量が十分か)
- ・施設外への廃棄物の飛散・流出はないか
- ・廃棄物保管場所での廃棄物の飛散・流出はないか
- ・(安定型最終処分場の場合)展開検査が適正に行われているか

(例) 処理業者の処理状況及び維持管理状況等の公表情報に基づき、処理が行われていることを確認すること

ご丁寧に(例)まで書いて...トホホ...出来るんかいな...ソレ。あと「行程」にマルをつけといて♪

## 効果

- 排出事業者は、処理委託先の産業廃棄物処理業者が委託契約書に沿って産業廃棄物の処理を実施していることを確認することで、最終処分終了までの一連の処理行程における適正処理をより一層確保。



# ～排出事業者の産業廃棄物の処理状況確認～

## 改正概要

排出事業者は、産業廃棄物の運搬・処分を他人に委託する場合には、当該産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行った上で、最終処分終了までの一連の処理行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととする。

処理の状況に関する確認とは・・・

(例) 委託先の中間処理施設や最終処分場について、適正処理のための必要最低限の事項を实地に確認すること

- ・委託した産業廃棄物の処分に係る施設が使用可能な状況にあるか(最終処分場の残余容量が十分か)
- ・施設外への廃棄物の飛散・流出はないか
- ・廃棄物保管場所での廃棄物の飛散・流出はないか
- ・(安定型最終処分場の場合)展開検査が適正に行われているか

(例) 処理業者の処理状況及び維持管理状況等の公表情報から、施設の稼働状況等、適正処理が行われていることを確認すること

## 効果

- 排出事業者は、処理委託先の産業廃棄物処理業者が産業廃棄物の処理を実施していることを確認することで、最終処分までの一連の処理行程における適正処理をより一層確保。

(例)に例示の黒丸・四つ上から×○○×となります(とほほ)小職はですが...



# 委託契約書の理解勘所

標準様式4  
産業廃棄物収集・運搬及び処分委託基本契約書

収入  
印紙

平成 年 月

下記契約区分1～3のうちいずれか1つ該当するものに○印を付けてください。

契約区分 1 甲は、甲の事業場から出る産業廃棄物の収集・運搬を乙に委託する。  
2 甲は、甲の事業場から出る産業廃棄物の処分を乙に委託する。  
3 甲は、甲の事業場から出る産業廃棄物の収集・運搬及び処分を乙に委託する。

本契約の成立を証するために本書2通を作成し、甲、乙は各々記名押印の上、各1通を保有する。

甲及び乙は、下記委託業務の内容>に記載された産業廃棄物（以下「廃棄物」という。）の収集・運搬もし  
処分又は収集・運搬及び処分を廃棄物の処理及び清掃に関する法律にしたがい適正に行うため、本契約書、産  
物処理委託基本契約約款及び本契約書添付の書類によって産業廃棄物処理委託基本契約を締結する。

住所 .....  
排出事業者 氏名（法人にあっては名称） ..... 印（以下「甲」と言う。）  
（甲） 代表者 .....  
住所 .....  
処理業者 氏名（法人にあっては名称） ..... 印（以下「乙」と言う。）  
（乙） 代表者 .....

最新の委託契約書雛形には  
廃棄ブツの“皮算用”...つまり  
①廃棄物品目種類、②数量  
（頻度）・単価、③適正処理に  
必要な情報（WDS）...と。  
処理業者の“皮算用”...例えば  
④許可内容、⑤処理能力を記  
載する欄があります。  
また、皮算用とはちょっと毛色が  
違いますが...再委託の禁止や  
反社会的勢力（暴力団等）排除  
条項などが盛り込んで  
あります。全部埋めると“意  
味”があります。



<http://www.zensanparen.or.jp/publication/form/index.php>

（全産廃連『委託契約書の手引き』ってタイトル）

ぜんさんぱいれん：公益社団法人 全国産業廃棄物連合会の略称



# 産業廃棄物管理票制度理解勘所

排出  
集運搬  
保管

記入は引渡と同時...  
種類毎に...  
行先毎に...  
...交付する事


排出事業者が  
産廃の種類...  
産廃の数量...  
処理業者の名  
称等を...  
...正確に記載

保管は  
写しA票交付...  
運搬完了B2票  
処分完了D票  
最終処分完了E票  
はそれぞれ  
送付を受けて...  
から5年間  
保管

排出事業者は...第12条の3第1項に則り...産業廃棄物の引き渡しと同時に産廃マニフェストを交付(起票のこと)しなければならない。...とされています。

小職は...コンサル先には...『法定保管年限5年かつ自主管理年限は期限を定めない永久保存』としています♪  
...理由は秘密です?!...

\*1  
\*2  
の投入の場所  
に海洋へ  
付定(2007)-参照



# “The現地確認” 準備…理解勘所

締結契約書持参との巻  
き直し有無の確認

マニフェストは一次の  
みならず二次との照合  
突き合わせ方法の確認

会話と情報交換  
意識の共有  
5S&笑顔の状況

台帳帳簿の閲覧と経路  
の現認性確保

現場（設備 機材 工具）  
を点検視察

秘匿書類の管理状況

周辺への影響確認

許可看板の前でし  
て？写真撮っている  
場合ではないんです  
ぞ！

整理(せいり Seiri)  
整頓(せいとん Seiton)  
清掃(せいそう Seisou)  
清潔(せいけつ Seiketsu)  
躰(しつけ Shitsuke)







排出事業者アドバイザーの皆様への付録  
■ 排出事業者を理解してもらいたい条文綴り



# 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(昭和四十五年十二月二十五日法律第百三十七号)

最終改正：平成二七年七月一七日法律第五八号

清掃法（昭和二十九年法律第七十二号）の全部を改正する。

- 第一章 総則

- (目的)

- 第一条 この法律は、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

- (定義)

- 第二条 この法律において「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによつて汚染された物を除く。）をいう。

- 2 この法律において「一般廃棄物」とは、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。

# 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(昭和四十五年十二月二十五日法律第百三十七号)

最終改正：平成二七年七月一七日法律第五八号

清掃法（昭和二十九年法律第七十二号）の全部を改正する。

- 第一章 総則
- (定義)
- 第二条
- 4 この法律において「産業廃棄物」とは、次に掲げる廃棄物をいう。
  - 一 事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物
  - 二 輸入された廃棄物（前号に掲げる廃棄物、船舶及び航空機の航行に伴い生ずる廃棄物（政令で定めるものに限る。第十五条の四の五第一項において「航行廃棄物」という。）並びに本邦に入国する者が携帯する廃棄物（政令で定めるものに限る。同項において「携帯廃棄物」という。）を除く。）
- 5 この法律において「特別管理産業廃棄物」とは、産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして政令で定めるものをいう。

# 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(昭和四十五年十二月二十五日法律第百三十七号)

最終改正：平成二七年七月一七日法律第五八号

清掃法（昭和二十九年法律第七十二号）の全部を改正する。

- 第一章 総則
- (事業者の責務)
- 第三条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。
- 2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。
- 3 事業者は、前二項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

# 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(昭和四十五年十二月二十五日法律第百三十七号)

最終改正：平成二七年七月一七日法律第五八号

清掃法（昭和二十九年法律第七十二号）の全部を改正する。

- **第一章 総則**
- (国及び地方公共団体の責務)
- **第四条** 市町村は、その区域内における一般廃棄物の減量に関し住民の自主的な活動の促進を図り、及び一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるよう努めるとともに、一般廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、職員の資質の向上、施設の整備及び作業方法の改善を図る等その能率的な運営に努めなければならない。
- **2** 都道府県は、市町村に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な技術的援助を与えることに努めるとともに、当該都道府県の区域内における産業廃棄物の状況をはあくし、産業廃棄物の適正な処理が行なわれるように必要な措置を講ずることに努めなければならない。



# 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(昭和四十五年十二月二十五日法律第百三十七号)

最終改正：平成二七年七月一七日法律第五八号

清掃法（昭和二十九年法律第七十二号）の全部を改正する。

- 第一章 総則
- (国及び地方公共団体の責務)
- 第四条
- 3 国は、廃棄物に関する情報の収集、整理及び活用並びに廃棄物の処理に関する技術開発の推進を図り、並びに国内における廃棄物の適正な処理に支障が生じないよう適切な措置を講ずるとともに、市町村及び都道府県に対し、前二項の責務が十分に果たされるように必要な技術的及び財政的援助を与えること並びに広域的な見地からの調整を行うことに努めなければならない。
- 4 国、都道府県及び市町村は、廃棄物の排出を抑制し、及びその適正な処理を確保するため、これらに関する国民及び事業者の意識の啓発を図るよう努めなければならない。

# 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(昭和四十五年十二月二十五日法律第百三十七号)

最終改正：平成二七年七月一七日法律第五八号

清掃法（昭和二十九年法律第七十二号）の全部を改正する。

- 第三章 産業廃棄物
- 第一節 産業廃棄物の処理
- (事業者及び地方公共団体の処理)
- 第十一条 事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければならない。
- 2 市町村は、単独に又は共同して、一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物その他市町村が処理することが必要であると認める産業廃棄物の処理をその事務として行なうことができる。
- 3 都道府県は、産業廃棄物の適正な処理を確保するために都道府県が処理することが必要であると認める産業廃棄物の処理をその事務として行うことができる。

# 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(昭和四十五年十二月二十五日法律第百三十七号)

最終改正：平成二七年七月一七日法律第五八号

清掃法（昭和二十九年法律第七十二号）の全部を改正する。

- 第三章 産業廃棄物

- 第一節 産業廃棄物の処理

- (事業者の処理)

- 第十二条 事業者は、自らその産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。第五項から第七項までを除き、以下この条において同じ。）の運搬又は処分を行う場合には、政令で定める産業廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準（当該基準において海洋を投入処分の場所とすることができる産業廃棄物を定めた場合における当該産業廃棄物にあつては、その投入の場所及び方法が海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づき定められた場合におけるその投入の場所及び方法に関する基準を除く。以下「産業廃棄物処理基準」という。）に従わなければならない。

- 2 事業者は、その産業廃棄物が運搬されるまでの間、環境省令で定める技術上の基準（以下「産業廃棄物保管基準」という。）に従い、生活環境の保全上支障のないようにこれを保管しなければならない。

# 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(昭和四十五年十二月二十五日法律第百三十七号)

最終改正：平成二七年七月一七日法律第五八号

清掃法（昭和二十九年法律第七十二号）の全部を改正する。

- 第三章 産業廃棄物

- 第一節 産業廃棄物の処理

- (事業者の処理)

- 第十二条

- 3 事業者は、その事業活動に伴い産業廃棄物（環境省令で定めるものに限る。次項において同じ。）を生ずる事業場の外において、自ら当該産業廃棄物の保管（環境省令で定めるものに限る。）を行おうとするときは、非常災害のために必要な応急措置として行う場合その他の環境省令で定める場合を除き、あらかじめ、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。その届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。
- 4 前項の環境省令で定める場合において、その事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業場の外において同項に規定する保管を行つた事業者は、当該保管をした日から起算して十四日以内に、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

# 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(昭和四十五年十二月二十五日法律第百三十七号)

最終改正：平成二七年七月一七日法律第五八号

清掃法（昭和二十九年法律第七十二号）の全部を改正する。

- 第三章 産業廃棄物
- 第一節 産業廃棄物の処理
- (事業者の処理)
- 第十二条
- 5 事業者は、その産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、その運搬については第十四条第十二項に規定する産業廃棄物収集運搬業者その他環境省令で定める者に、その処分については同項に規定する産業廃棄物処分業者その他環境省令で定める者にそれぞれ委託しなければならない。
- 6 事業者は、前項の規定によりその産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、政令で定める基準に従わなければならない。



# 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(昭和四十五年十二月二十五日法律第百三十七号)

最終改正：平成二七年七月一七日法律第五八号

清掃法（昭和二十九年法律第七十二号）の全部を改正する。

- 第三章 産業廃棄物

- 第一節 産業廃棄物の処理

- (事業者の処理)

- 第十二条

- 7 事業者は、前二項の規定によりその産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、当該産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行い、当該産業廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 9 その事業活動に伴い多量の産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者として政令で定めるもの（次項において「多量排出事業者」という。）は、環境省令で定める基準に従い、当該事業場に係る産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。

# 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(昭和四十五年十二月二十五日法律第百三十七号)

最終改正：平成二七年七月一七日法律第五八号

清掃法（昭和二十九年法律第七十二号）の全部を改正する。

- 第三章 産業廃棄物
- 第一節 産業廃棄物の処理
- (事業者の処理)
- 第十二条
- 10 多量排出事業者は、前項の計画の実施の状況について、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に報告しなければならない。
- 11 都道府県知事は、第九項の計画及び前項の実施の状況について、環境省令で定めるところにより、公表するものとする。
- 12 環境大臣は、第九項の環境省令を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

# 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(昭和四十五年十二月二十五日法律第百三十七号)

最終改正：平成二七年七月一七日法律第五八号

清掃法（昭和二十九年法律第七十二号）の全部を改正する。

- 第三章 産業廃棄物

- 第一節 産業廃棄物の処理

- (産業廃棄物管理票)

- 第十二条の三 その事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業者（中間処理業者を含む。）は、その産業廃棄物（中間処理産業廃棄物を含む。略）の運搬又は処分を他人に委託する場合（環境省令で定める場合を除く。）には、環境省令で定めるところにより、当該委託に係る産業廃棄物の引渡しと同時に当該産業廃棄物の運搬を受託した者（当該委託が産業廃棄物の処分のみに係るものである場合にあっては、その処分を受託した者）に対し、当該委託に係る産業廃棄物の種類及び数量、運搬又は処分を受託した者の氏名又は名称その他環境省令で定める事項を記載した産業廃棄物管理票（以下単に「管理票」という。）を交付しなければならない。

# 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(昭和四十五年十二月二十五日法律第百三十七号)

最終改正：平成二七年七月一七日法律第五八号

清掃法（昭和二十九年法律第七十二号）の全部を改正する。

- 第四章 雑則
- (措置命令)
- 第十九条の五 産業廃棄物処理基準又は産業廃棄物保管基準に適合しない産業廃棄物の保管、収集、運搬又は処分が行われた場合において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあるがあると認められるときは、都道府県知事は、必要な限度において、次に掲げる者（略「処分者等」という。）に対し、期限を定めて、その支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずることができる。
- 第十九条の六 前条第一項に規定する場合において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあり、かつ、次の各号のいずれにも該当すると認められるときは、都道府県知事は、その事業活動に伴い当該産業廃棄物を生じた事業者（以下「排出事業者等」という。）に対し、期限を定めて、支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずることができる。この場合において、当該支障の除去等の措置は、当該産業廃棄物の性状、数量、収集、運搬又は処分の方法その他の事情からみて相当な範囲内のものでなければならない。<sup>62</sup>

# 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(昭和四十五年十二月二十五日法律第百三十七号)

最終改正：平成二七年七月一七日法律第五八号

清掃法（昭和二十九年法律第七十二号）の全部を改正する。

- 第四章 雑則
- (措置命令)
- 第十九条の六
- 一 処分者等の資力その他の事情からみて、処分者等のみによつては、支障の除去等の措置を講ずることが困難であり、又は講じても十分でないとき。
- 二 排出事業者等が当該産業廃棄物の処理に関し適正な対価を負担していないとき、当該収集、運搬又は処分が行われることを知り、又は知ることができたときその他第十二条第七項、第十二条の二第七項及び第十五条の四の三第三項において準用する第九条の九第九項の規定の趣旨に照らし排出事業者等に支障の除去等の措置を採らせることが適当であるとき。





本日は短時間でしたが…  
ご清聴有難うございました

今後も循環利用型社会の早期実現にむけて  
一緒に頑張りましょう



Make Sense with Eco.